**平成28年度から適用となる主な町県民税（個人住民税）の改正点について**

**１．公的年金における町県民税の特別徴収制度の見直し**

平成25年度税制改正により、平成28年10月以後に実施する特別徴収から、公的年金からの特別徴収制度の見直しが行われます。

* **仮徴収税額の算定方法の見直し**

　年間の特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額が「前年度分の公的年金等に係る個人住民税額の2分の1に相当する額」となります。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 仮徴収 | | | 本徴収 | | |
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 改正前 | 前年度2月と同じ額 | | | （年税額－仮徴収額）÷３ | | |
| 改正後 | （前年度分の年税額÷２）÷３ | | | （年税額－仮徴収額）÷３ | | |

* **転出・税額変更があった場合の特別徴収継続の見直し**

　公的年金からの特別徴収対象者が他市町村に転出した場合や特別徴収税額に変更が生じた場合、特別徴収から普通徴収（個人納付）に切り替わっていましたが、一定の要件の下で特別徴収が継続されることとなりました。

* １月１日から３月３１日までに転出した場合は、同年９月３０日までの期間、

４月１日から１２月３１日までに転出した場合は、翌年の３月３１日までの期間、

それぞれ特別徴収が継続されます。

　また、年度途中の税額変更は、１２月分・２月分の徴収額を調整することで特別徴収が継続されます。

**２．「ふるさと納税」による個人住民税の寄附金税額控除の拡充**

　平成27年度税制改正により、平成28年度分以後の町県民税について、「ふるさと納税」（地方公共団体に対する寄附）に係る寄附金税額控除における特例控除額の上限が、個人住民税所得割額の１割から２割へと拡充されました。

**３．「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設**

　平成27年度税制改正において、確定申告の不要な人（給与所得者等）が、平成27年4月1日以降、「ふるさと納税」（地方公共団体に対する寄附）をした場合、所得税の確定申告等を行わなくても、個人住民税の寄附金控除を受けられる制度が創設されました。

この制度を利用した場合、所得税からの控除が発生せず、所得税控除相当分は翌年度の町県民税から控除されることとなります。

* **ワンストップ特例制度の対象者**

この制度を利用できるのは下記の条件に両方とも該当する人だけです。

* 所得税の確定申告や町県民税の申告をする必要がない給与所得者等の人
* 寄附先の団体数が５団体以内の人
* **ワンストップ特例制度適用のための申請について**

この制度の適用を受けるためには、寄附される自治体に「寄附金税額控除等に係る申告特例申請書」（地方税法施行規則附則第2条の4に規定する第55号の5様式）による申請が必要となります。

詳しくは寄附される自治体にご確認下さい。

* この特例制度のために申請をされた場合であっても、確定申告をすることができます。そしてその際には寄附金に関する事項も全てを申告する必要があります。